

感染症罹患時対応について

感染症に罹患した場合、必要に応じて出席停止の措置をとります。医療機関で診断を受けた後、学校へご連絡ください。登校を再開する際に、「登校許可証」または「登校連絡票」を提出してください。

【登校許可証（3枚複写）】

医療機関で医師に記入していただきます。府中市指定の用紙は学校からお渡しします。

【登校連絡票】

医師の指示に従って療養し、内容を保護者の方がご記入ください。

用紙は、学校からお渡しをさせていただくか、HPからダウンロードをしてください。

<感染症の出席停止期間のめやす（学校保健安全法施行規則18条・19条により）と必要書類>

	疾病名	出席停止期間	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS）、中東呼吸器症候群（病原体がMERS）、特定鳥インフルエンザ H5N1）	完全に治癒するまで	学校感染症の登校連絡票
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで	登校許可証（3枚綴り）
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	登校連絡票（インフルエンザ用）
	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	学校感染症の登校連絡票

第 三 種	溶連菌感染症、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ（夏かぜ疾患の一種）、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ウイルス）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	登校許可証 （3枚綴り）
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、帯状疱疹	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	学校感染症の 登校連絡票